大境

和書門
類 八
號 七一五
函 一八六
架 一二
冊 八

25
内閣文庫
和書
類 八
號 七一五
冊 八
函 一三八
架 二

内閣文庫
番號 和 8715
冊數 8(1)
函號 138 25

国立公文書館
National Archives of Japan

宮内省圖書寮

大鏡卷之二目録

五十五 文德天皇
五十六 清和天皇
五十七 陽成院
五十八 光孝天皇
五十九 宇多院
六十 醍醐天皇
六十一 朱雀院
六十二 村上天皇
六十三 冷泉院
六十四 圓融院
六十五 花山院
六十六 一條院

宮内省圖書寮

国立公文書館
National Archives of Japan

六十七 三條院

六十八 後一條院

はのはこの雲林院のやうにいかにしてゆくすゑ
いとゞきこの人くちをしきあまひとつにてはか
かれくるれまこのちをしるときあはれにこそ
よかるめるわがをとれるおるゝにはのこの
おとゝ人伝のもしふこれらうちもひとりはていと
やうに年おいぬるいとでもしーーー

てもむすめ共人をぞのいはまかりくなきはぞあるべ
ほどもそくはいひいまいはりばけめとおぼえはるかぞ迎く
うまきーーを対面ーーあるかうおぼばてをいくりめうの成
おひめるといへどぞ今ひとりわかさるいくつといかもさ
屋よおかりえはるーーびぞそぐーーをのきいおかたばかたく
鄭信公北条人かねとやーーしかるものごどりまーーいれ
やいめ先ぞうーーぞは三位殿北条方のめー
はうひかうれのおやけのうつきとうひはるーめー
なぞれどめーーれみそーーいをのきよはあるのくまきやも
おそまつんうーーぞうけうーーいこうーーいあてあるーー時
ねーーるこ二十五のおのこまるてこくいはまをーかとい
かまこばぞよくひまきるくくさはるーー事ーーぞはてもめー
のこかいいうめそやかいいめまこはぞ太政大臣人房ーて
元服はくうまつまーーぞきんちろ姓はなめそとおか
せくまーーかどなつ面まとあんやーと中ーーとやうて
こげさとあんはあさせはへるーーあばいつぞいとあさ
ねーーをあるとぬぞれをすこそーーるうきるのどくのう
尼おこ歩おるるなくーあるぞ年世ばうわあうなま
はねーーひめはくはるのくぞをちふとわていくいこけう
あるるるいいの老者あらるるぞはくーめてそこひせくれひと
いへどぞはをあるーるとんうーてあざまくーぞこげきとか
のるうかくはるまるおんやまてぞーいくうとうふ事

おぼしきといふあるじ、おきなれどもはおがえん給ふや
とゝへど、ものゝめをのゝず、一百五十さいのそでもとゝ
ゐるを、侍りめるぞ、きこえ、百五十さいはをとゝ、ぞ
てゝ、ゝめとやさしくとゝ、迎をまいりのおきな
門のかたもとゝ、ゝ、れ、百のうちの日まれく
給きて、十三代よゐ、ゐてまつりて、給ふ迎ぞう
ものゝ、ゝ、ゝ、なるぞ、ぞ、ゝ、人、ゝ、おがさ、
ものゝ給ふ、ゝ、ゝ、ゝ

さあるぜめ〳〵そくへとくきこうしあるまと姓のあるかれ
くらへとひはりけきこばなつかしくとうかをかをて。
十二三すてぞ行ほうさ大敷よはまものを侍もしなかし
のひをくぱうくをうきてうをいめんしたるこうるかと
けのはをうしあんめをとくしごろまかこゝろ説経
とのゝれどかうそとくまいるるもし侍しを。
うしくをかしひゝいくまいを侍りよろわうま
しきのとてぞうてよわとせうるそのあをもの女人
まやみえますんとうあきはぞげさういへいよ
はをはゝふきはゝやう侍侍りしかじあきは
きからあうをくはるうしいゝあり。さて閑ト名

ツうよといあきはよゝきがいゝへそれいはをもしあの
あるをうをうとよあいんとあるをいはりつき
どゝふやこをてあるうをうはりつまてしをら
はゝもそまいう侍ゝはあるとあをれり
ひかゝひくなくめきはなみさはつををんくは
るくて淫婦まつはとふされも人をひをうつま
くあはよをのはをあをうのいやうをくはうくへ
しはよいをはへをうれるのがゝりしてこのはゝを
はう人へくゝをいすへうよるるくをそいあり
あきをときをせをるんとうあきをいまひをわをの
へいとけうあるまをいをくはうえ侍へはゝま

くにもつさまはさしらへまけきをうらわほえ
仰ゝんかといひくゝいたんくとわしひさ家ゝ
どをぬつゝかとさすの海はゝくゝゆゝきのち
よるとゞこゝに人おりゆゝかどものもろくし
ゐきゝまたんくやぐむうをあゝめどゞ人目はあゝられ
てはものにつゆゝひぞようくきんとおどうつめゝ。
ようぎういつやゝ世ゝいふくうふるものぞやさりとを
おきるこゝせうくろすをおほえ仰ゝめゝゝ
ゝうしたに門の御まつりごとのわるはものゝらゝ
年おひゝろ箱をしかやあるゝめゝそうさくゝふま
人のおりさにありさ海とゝろひとりめ給ひそ。
ゝうはゝそゝゝすの事をきゝゝんゝ合て世ゝ
仰ゝとゝはをこゝるゝゝめ給ひろれゝきゝおひさ
ゐ方い伊とゝりてゝさものゝり仰ゝるゝゝろに人ゝちお
ゝしかあるゝりそゝくゝゝるゝろがいのゝひゝちくのけ
おゝゝよゝきるゝかゝこゝりゝるあゝさゝゝかゝて
きゝしたゝゝりゝゝほどゝゝをゝすゝおゝゝゝめや
ゝうゝゝゝうきゝゝゝんとゝおゝりゝゝはゝとゝゝいゝゝ
今のゝ道敬下北仰ゝあゝゝさ海のゝゝめゝくゝれてゝれゝ
まゝ事ゝゝ。道俗男女の御前ゝすゝゝゝんゝ田ゝゝゝゝと
ゝゝとゝおりゝくゝるゝゝゝくゝおゝまゝゝゝゝゝゝきゝゝれゝゝゝゝ
ゝゝゝの仰ゝゝ人をゝゝくゝゝゝゝさゝゝゝ取の中にゝゝゝゝ人

はるかなるほどのことのはあるまじきことなれば
ゝ。のかれぬ事のうくれるべき世にて
ゝ。あたまいまこそ法花經一部とかきてまつり、
ひとえにこころまづ空けうをもとおもひとれとぞ
をなほ者て又所者とはいふまじきなれ
てくゝ入道殿のたまへをもんとおもひ給ふ
よけうとおもふくといひつゝをまきく
しうもとくしうきこゆきどゝやさまと云
なほばかりのゆをもとおもひ給ふ
ゝひはどけ侍るゝ。世のあり摂政関白と申す大臣公
やきこ拾ふゝ。ゝのゝのへ道殿はあるこの

のやうにはおもとゝ先とゝいまやうの
ちごどもはおりつゝむゝ。ぱきどうれさるあぬ
るありゝひすていけをおぶゝ。ゝさるひとつをとらり
ぢおとゝあまをゝ門まれぬまでくくはしの地
井ゝゝうきはまとがひくまとくよりぬゝのよ
けゝまりてはちゝとはまゝ神乃世七代とくき
ゝてまつりく神武天皇をはゝめなりて當帝ま
で六十八代ゝゝ侍ひゝ宇ゝとべゝくゝ
神武天皇はゝめなりてぱきくゝ御門ゝ
ゝをゝいをおゝゝ爲ゝなりゝとゝへゝを
うきはいときくゝゝ侍ゝゝ侍ゝ

よわ中さんと思ふよは侍る。文徳天皇とゆ[illegible]ひ侍門おし
[illegible]ぬ。[illegible]ぬ。今の御門まで十五
代ゆえなり。[illegible]ひ[illegible]。世世[illegible]へ侍きへ[illegible]
[illegible]ぬ。信は侍る世侍る。嘉祥三年庚午歳よりまを
[illegible]。一百七十六年ばかりまやあまめんぷ
けきくえりまさきんろこれとゆしたるかく
[illegible]へ侍ることをそいひつけ侍る也

五十五代（武本云田邑帝ヤ）

文徳天皇と申奉る。御門第一皇
子なり。ひとのいはいみちやすぶ。母は太皇太后藤原順子
とゆきぞ。その位大臣贈正二位太政大臣冬嗣の孔
[illegible]ぶ。[illegible]なり。あのんかど天長四年丁未八月
よむまれ給ひ[illegible]ぶ。[illegible]ぬ。[illegible]
しめ給ひ。嘉和九年壬戌二月廿六日位元服同年
八月四日東宮よりなり給ふ。仁明天皇を
おしすゑ東宮ととりてぞのんかと。嘉和九年八
月四日東宮よりなしせ給へ。[illegible]ぬ。[illegible]
[illegible]まんとこそ[illegible]ぶ。嘉祥二年庚午三

月廿一日位よりゆうせいなりて世をたもつ
せたまふ九年天安二戊辰の歳八月廿七日ようけ
させたまひぬ清和廿二みとせにたんじよあるべき母の后
十九ようしてうじみやをうみ奉りたまふ嘉祥三年庚
午歳四月よりの后よりあらせたまふ藤原氏千三歩衡元年
甲戌皇后宮よりあがりゐたまふ貞観三年辛巳二月廿
九日御出家灌頂せさせ給へり
同八年丙戌正月七日皇太后宮ひのもとゐたまふ
五条の后とゆ申す伊勢物語よ藤原の中将よりくで
とかうらも孫のうんとしたまひしかばひとりの女
のうまれたまふ二条の后なり
かようにはきさきをあまたさぶらはせたまふ
ひとりよりはじめてやむごとなきもあらじとぞ
おもひたまへるやむごとなきも立条の后の御母
おとゝのうぬ法中にくせの人やうにおはしまし
おとゝとゝろよりおとゝ多くなれたまへまた
かたちもあるやう

五十六代

この人とは仁明
のゝ御子にいらせ
給へり

御きさきみつぬ清和天皇……宇多の御母ひとやの
文德天皇の第四の御子也御母明子皇太后宮とゆ申さ太政
大臣良房おとゝの御むすめ也この人ぐゆの嘉祥三
年庚午三月廿五日母かたの御をもとおはしまし
小一条のいへすてゝ人ぐゆ位よりはじめ給ひて出家

いと日生れ給へりとうんこうのやうに
よめでさうわきんとおぼえ給ひぬれさうれ給ひぬ
東宮あるそひしり給へりきんもこのはゝとてそお
やゆきぬ御ゆて生れ給へり家光十一月廿日東宮は
さうち給ひて天安二年戊刀八月廿七日位家九歳
て位に付り給ひ也。貞観六年丙月七日位元慶元年
譲位家十五ゐ世代をせたまふ十八年貞観十八年十月
廿九日深草院ゆくゑ御ゆきなり元慶四年
十二月四日うせさせ給ふ位家世一
家なり。この乃おの御つとめ
世は源氏の武者乃ぞういうまきをれやあれ
やこそはなるあれ御母三千三ゐてあれ
かくてまつり給へり貞観六年甲申月七日皇后宮
よあうり給ひさきに乃信ひて四十一年おそ
深敬の后とやそのゆ代法指僧ゆは智證大師て
おくゝ南と。天安二年ゝ乃家八月廿七ゐ
殺給ふ。ゆ代ゝ乃ゆとゝ
ゆ代りゆいぎりゆふてゝ
二年は書ゝりかつて給へり

五十七代この御門ものくるう
ぎ乃ゆとゝ陽成天皇とやき御のうれ
清和天皇第一の皇子ゆて母皇太后

き。贈太政大臣長良のおとゝ。ぶん沙門ぶつ。ぶつ。なるもの。
乃ゝ。ぶつ。貞観十年。ぶつ。の。えん孫十二月十六日。染殿院
にて。生れ給へり。同十一年。ぶつ。のとゝ。二月一日
二番にて。あるべきよゝ。せ給ひて。同十八年。丙申十一月十一日
より。位。ぶつ。せ給ふ。御年九歳。元慶六年。壬寅正月二日。元
服。御年十五。とゝ。譲り給ふ。寛平八年。（えん喜八年二月四日なり。仁和寺
第十七二条院よりうつり給ひけり。）
のゝち。ぶつ。て。六十五年。あまり。八十一。して。天暦二年九月廿
九日。ようゝ。れ給ふ。御年。ぶつ。事。ぶん。文。狩。迦。ぶつ。乃。一年。の。
ゝ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。ぶつ。

もおもしろきはなしなどもあるべし
さるべきかの代のものがたりもいとおもしろ
けれどもいとかたくなしくあるべし
らきはなしなどもいとおもしろし
もかきあつめたるやうにて侍るべし
しかるにひろこほどの事はやとどまりぬ
をもらしぬ方ありてやうやうにとかく
ゞけなきさまにかきなしたるはこれ人の
さまにこそかきなしたるものなれ
物語あるべきはえさぶらはぬなり
ぬ人のきゝしるなどもいとかくなり
とこそはうけたまはれどもとかくいとか
くんかたきはなしなりしかるべきまし
しくて事をのべたるなりしかるべき
なりのとそれがうちまきあるべきなり
なりけるあり二条乃后とかきたるものなり業
平中将のよひくごとにふうちをかくとよみ
ひさるをまやもしりぬべきなりなめり

五十八代

ほりかわ乃天皇とかきたるものこれいかに
なるべし光孝天皇
仁明天皇乃第三の王子なり母そくし皇太后宮

陳子とゝりき。贈太政大臣従徳大臣乃御しと先帝。
はゝ門淳和天皇乃御母。天長八年辛亥東六条ゝ御
てゝ。ゝまれ給ふ。ゝゝやの帝ゝ乃御時。嘉祥十
三年丙寅正月七日四品に給ふ。御家十六。和祥三年
庚午五月中務卿に成給ふ。御家廿。仁壽元年辛未
十一月十一日三品に給ふ。御家廿二。貞觀六
年甲申正月十六日上野大守かけさせ給ふ。御家廿四。
同八年丙戌四月十三日太宰帥に遷兼ゝ。御家三十六
同十二年庚寅二月七日二品に給ふ。御家三十。同
年上野大守同十八年丙申二月廿六日式部卿に
させ給ふ。御家四十六。元慶六年壬午正月七日一品に給ふ
り。御年六十。御家四十二。同八年甲辰二月四日位り給ふ。
御家五十四。世をさゝせ給ふ事四年。御乃ん
とゝあのゝ。ゝ。ゝ。

元亨又八年　甲辰四月十三日からの一のかなやと給ふ
御歳十九　王ざうなおらきをえく　数よ人よており
御一　平氏　時　殿上乃こり　れまへあそかをゑ　北平ね
とすまひとく　歩給ひけかはとくわこりよあうけ
らまそかうらんおきおそりそのおれめのまかゆれ
なやに　仁和三年　戊申八月廿六日あくあよさくせ給ふ
く　同一日信よ　ゆくせ給ふ　五歳廿二ぐとさく　給ふよ
事十　寛平元年　ちらのとり十一月廿一日つち
乃とのうる　北月かを　北陸　祭ばまゆあのほとき
しらかるとけらひ右近衛中将　昌泰
元年　ちらのえね　四月十日　あるあせき給ふよのかの門

まくこ信よはゆくせ給ひぐり　平氏ゆと　十一月廿一日の
よかりのこやーろ　北面　よさく給ふ　ゆあそびありき
けるへよりのこやうぜんそくせんーー給ひ　きるあくう
ひ面ん　よ給ふ　おきるおとを　なりぐるまつり　条給ふ
ゆ乃のんぐーく　はき　ーくあるよまつり給ひんくー
たまよ　ぐそ乃とけよりものこそうまんのおいせ
ゑとおはゆえこ給ひて　なのまけらくをよひいる
ありやけよくせ給ふ　面ゆ　よあそちぬーなれ給
やさせ給へ　ぐちくなよ　ぐせ給ひめへきおれぐこそ
年せくくこやうくなるまひおき給ふよそば
ーやうあらとてくなゆ給ふくそいけつ聖

ようの事はいぬのゝ毎月ごとにうえをおぼしめ
初てのゝく信ぼの事はふまの人のゝとうれなゝとんじ乃ま
作りとせさの事たまへ毎そうしのの時乃さくせん
してまつわせさの事はへとやさの事はへ月ごり此日
くはわそれなどやゝて者月乃くそのとり乃日時
乃条は作るそうしあまつ川あそびうらはとめ
の卵はよりたくるそうし

ちくしやあかさ乃屋一流の記めの小松

よろ川世ともいそ八かたしし

あれた古今にいりて作りもゝ人これ志ゝ事はへ事

すまてはいたんしくよりみはへ事ぬ一うぶまれ

ゝ事はへ事はへ事はへ

くなりぬとぞ侍ぺるめる事
うれしあのかんごのさもぐんへ
おほつつのみ　よくこそおぼしたつ
むの后とや。長野の親王を桓武天皇の御孫なり。
これかんぐわの陽成院乃御成殿上人にして神社を
行幸ははまひんへなどせさせ給へ侍ぺる世を
ゑくのちぷうけいかんとゝとりてり奉るけ
ふりはそうぐのもとへ人はあるべやおくく
ちとなりれところおぼせしまこれ

六十代　いくあ聖代　桓武寺　岩屋ほの
とゝとうかーしくべくめ

行きの乃かんかや醍醐天皇とやきぷのこれあのひと
是奉ぐ太上法皇代第一王子なりまん。御母
贈皇太后宮温子とやきぷ大臣の女八勧修寺
氏乃ぼすしの女
このおとゝぐ代の女ぐのとのみぐ仁和元年乙巳正月
十八日かぐれ給へ寛平五年己酉
二月より東宮ぶ多く侍給へ九条同七年乙卯
正月十九日十一歳にて御元服又同九年丁巳七月三
日位より侍給へ侍条十三歳ぐてあるひとすれば
とぐくもとりぶ侍給へ侍ぬり奉りてさーいそて
たーぬーそうと奉ぐ御をづくわさせ人乃
奉ぬとゝとやぷくよとなりて侍給へる世四年

この法華ぎりしたかこの朱雀院のひまれおつ
まりたるはのうへをらぬ殿上ないぐさ殿ばへ
あまをとこの中将和謌つくりまつりてたてまつる
ひとくさはよろしかそへつるかなかはは
ものとせまてのつきのけをかんて
やよのむそぐしはうをしかんとれしおくら
まりきんかつけかさ
いとひはるおとこあんなりしをみ
のちはたきせぬ殿をこそかんめ
はまつなとかんはつるそしぬはとあまめしうかく
えんはてしあつける延長八年九月廿五日おりゐたまはせ
八日ものみさきき山法華のみさきにおりゐる

六十一代 冷泉院 ゐ門院友うの事 の母也

朱雀院天皇 ちかの御 いとれ初りあさこれ
この内くとは千一の宮子多 御母皇太后宮穩子と
中宮 天政大臣基經 れくれよりのひとめ多ゆ
内くゆ延長元年癸未四月廿四日むまれさ殿 ゐ
同二年乙酉十月廿一日 ゐ法華三歳
同八年庚寅九月廿二日 ゐ法華八歳
平七年正月四日御元服 歳十五
事十六年 ある事 ゐ廿四 ゐ法華 天暦六年八月十五日
ゐ法華 ゐ法華 ゐ法華 ゐ法華 八幡宮

[illegible]の業をはじめとして[illegible]
きさ[illegible]ひてはゐの[illegible]
[illegible]て沖漁乃内わて[illegible]
まひさ野[illegible]
[illegible]
[illegible]

若宮殿せられさせ給ふ御年十九にぞ御年女御宣旨くだる
給ふ御年世二にぞ同廿三年三づのとのひつじ朱雀院むま
れさせ給ふ同四月廿九日后の宣旨かうぶらせ給ふ
三十九にぞてみどりこなりけるよ御年廿三月より后ふ
ものそ〻ぼ給ひしるよりやうにて村上いむまれさせ給
ひるわ后よりそ〻せ給ふ日ぶ方の方はまそ〻ぼ文ぶうふ
ぶ〻かりそ〻ものつぶくもあるりけるそのほ方の
そ〻ふかはめのも大殿の君ぶんとのひ君ぶ女房のあくよも
しおし〻そわ者ぶ

ものひめきて今ひるぶ拾とかりへとを
ぶ〻海よりゆねるなみさまりけ

ぶ方ぶ者はて〻人〻ゆうりのつぶひるぶ〻こそそ
よまれたりけき
いまはとてこうやまぶ御いのぶかほと〻記せ
ぶるまのはたくふるうんとすむ
世月のるゆ御ぶ記きりぶよりあとおぶゆぶ者
ノくを書ぶ者ままではたさひぶかぶりろことのうた
ぶるぶ〻ぶはてあるこれよをくれ奉りてぶぎも
ぶくなぶ御ぶ院ぶ御ぶとしぶ朱雀院むまれさせ給ふ
ぶれ后よりそ〻せ給ひるんてそ者よ御ぶきぶりろこ
ひぶきま後そ〻ぶるぶらはそ〻まつまこよりあかきぶ
とおれとぶ

六十三代 或本ニ

ひがしの方のまくけやくしまて

ひさぎの宮かとは冷泉院天皇とも花園のこれのみこと

ひしりかた天王寺二乃王子ゆとは母皇后寛安子ゆ

ゆす。右太臣師輔乃おとゝ共者一のむすめ也。この帝

天暦四年庚戌五月廿四日右傍乃おとゝ共いまゝ坂殿

ゆして後乃外ときこえまつりしおりの也。条殿ゆ

こゆまれさ殿ゆへ乃同年七月廿三日東宮ゆ殿

入。應和三年癸亥二月廿八日ゆ元服。ゆ年十四。康保四年

丁卯五月廿五日十八ゆて位ゆ殿ゆ成。

殿ゆ三年。寛弘八年辛亥十月廿宮内御年六十

ゆてかくれ給しゆ。三条院位ゆつゞ

くゆて天堂會るゝ所乃ひろ位とそ申しも

ゆゝ乃ゝ也。

六十四代 円融院寛和元年八月廿九日出家。年廿十八。金剛法同年

三月廿二日於東大寺受戒。正暦二年二月十二日崩。年廿二

同月十九日葬円融寺北原量ゆ骨於村上陵傍

冷泉殿ゆ乃ゝ園融院天皇とゆ申ゆ

ゆ。村上乃乃ゝゝ乃東ゆ母冷泉院乃同ゝ腹

よりくゝ生ゆて天徳三年己未三月二日中ゝ

ゆ。この帝ゆ東宮ゆ殿ゆ

きゝ申ゝ乃ゝゝ乃東宮ゆ殿ゆ

人乃ゝ乃ゝゝ殿ゆ

はやぬ安和二年己巳八月十三日よりそは信濃を給
ひられ御年十一とそ位く天禄三年壬申正月三日法
元服位第十四ゝ位給ふ十五年猶あり
位あ永法名あんでうわうとゝ号き正暦二年二月十二日
うせ給ふ位第三年三毋后位第二年三月そうち
位さゝのみゝとゝ法名院とうこなり給へり（位第二年の天延三年也）
（ありこちくきの位なのひうゝ也）いとやむごとなきゝ物あり位毋かゝの
おほ位ぢ聖雲寺法立位下薨ぬ御年の位ひとゝ以ひとり人也
まゝ乃ゝ中位ひとくこそ八贈三位ゝ給
ゝ位ひさぬ位ゝ毋ゝ位ゝ位ゝ
あゝうゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ

より給ふ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ位ゝ

ましまされさせ給ふとあるは世尊寺おしくもやつたる白
ゑ冷泉院の御の大業會はじめ同二年己巳八月
ゑ二日あるべし　寛元元年壬午
一月十九日　正嘉元年　丁未　永觀二年甲
申八月廿八日　仁治二年　辛酉　寛和二年　丙戌
六月廿三日　あるべし　寛和二年　丙戌
ゑ後白河　くいしるべ　人　ゑ
ゑ道せゑ後白河　ゑ　十九　ゑ
ゑ　二年　ゑ後廿三　ゑ
ゑ　ゑ　ゑ
ゑ　ゑ　ゑ

ゑ　ゑ　ゑ　

もしたこうてぶ男もあるべき御覧じけるとおぼす
ついでにたづねとてこうよいせおひうなをそ
しあるさ変いふくはおがめうちめるそぶい
今はたれをもなづくはうとていぐゆうで来
なんとうるあれしおひけるざくはちみやしち
日んでうあおれくしあるそぬ晴明のこいへうまへた
えうせおへぐうびうけうへとおびくうしく
はうくうとうつなうれうおうちせおうとたをる
大変ありつるうずでふあるはようとんゆうれぬま
いりて立せん車よはうぐくうせよくいうをおう
せおへうんいうとくをあれよはわびしめきく
うがりくしおれ一人をいりあまれとうしけき
ぐゆよはんくしぬものとをしあけくいづうろをや
んまいうあうんあくいきあれよりもださせおくしあ
すというへきりとうや其家をうちみやぐまちくちる
きてぶみちるるうう花山寺よたりしあはきてうぐ
しあるさ変おうひてのうめをおうさ変はあうりいぐお
とくあをうくぬすぐさ今一変んくかくとあんるのも申
てうれくひまいうおうんとうおうひうれぶおうれようれ
しきこくるるかぶうよくぶるるそうてうんとう
きうすくトおうひきんうぶうをうくちう東三条殿を
うくしあるやくおうふさぶくおとか

しき源氏乃武者さちなこそはをそらはる
ものなれ家ぬかぐらはくれくはく人の涙ちりもそうた
いそまのりけるでゝ昭どうそはをりをて人をゝや
ゝをかとて一天ゝらわれうをゝ成ぬきうけて西
をもとりけるとそ（ある年に寛弘五年二月八日うせをゝ給ふ云々）

六十六代

ほりかわ乃ゝかど一条院天皇とゝきゝ御のうれやと人ゝまうき
圓融院乃ゝ門ゝ一乃王子也ゝ母皇太后宮詮子とゝきゝ也
太政大臣兼家ぬ松ゝぶ乃才二の女ゝとゝ天元
三年庚辰六月一日兼家ぬおとゝ乃東三条の家ぬてま
れさ産給ふ御ゝ名ゝ也給ふ永観二年甲申八月
廿八日也御年五歳寛和二年丙戌六月廿三日位ゝ御ゝ
給ふ御年七歳永祝二年庚寅正月五日御元服也年十
一ゝ成ゝ給ふ也給ふ御年八十九ゝ成給ふ
をうみなし給ふ御ゝ三条女院と申ゝ也ゝ御母御のゝ
兄ゝ兼家仲正乃むすめ（ある年に寛弘八年六月十三日おりゝ給ふ
同月の廿三日うせ給ふ也ゝ世二）

六十七代

ゐのぐぬ乃ゝかど三条院乃ゝとゝきゝ御のうれやと人ゝまうき
冷泉院乃ゝ二の王子ゝ御母贈皇后宮超子とゝ也ゝ太政
大臣兼家乃ゝ才一の女ゝなる御ゝ乃ゝとゝ貞観元年丙子

正月三日生れさせ給ふ。寛和二年丙戌七月十六日東宮に
さきたち給ふ。おなじ日位を退服あり。寛弘八年辛亥
六月十三日位を譲り給ふ。御年廿六。後朱雀院
寿十五年。院。なり給ひぬ。ひさしく位にましませ
そのゝち。ひとゝせ。ふたとせ。みとせ。
ばかりにて。世をすてゝ。まことの道に
このやうにそむきたまふ。世をすてゝ。
きたまふ。おなじ。まことなるものと
なりたまひぬ。
なりたまひぬ。
おもひ給へ。
おもひ給へ。
おもひ給へ

ゝ中させおひそなぽまるあくをやさせおみうれとは
ゝれとたちまちしいおれを寺院ゝもなゝ勢行ひ
ゝれどひゝまりみゝぐ乃山紙まてみゝ山脈ゝゝかさて
ゝふ今山ゝふかゝゝの拙ふかゝ仕ゝん便ゝさ寺ゝ
ゝやけものゝてゝいべさかゝとてゝ毎ゝゝ殺ゝひを
まぽ代ゝれゝゝゝ拙ゝて朱雀院の拙ゝゝ寺ゝ仕ゝ
きふゝてぽの沖ゝれゝゝまをゝまゝげゝよゝくゝゝひ宮
ゝゝゝゝれどぞのまゝるゝゝあゝゝゝもかゝさゝこゝ
きゝゝゝてゝゝゝゝゝ山風をゝくゝおゝゝゝゝまゝとゝぺゝを
ゝゝゝゝを乃大小寒れ出紙山ゝゝゝ殺ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
まぽぞこゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ざるもこそくちおしかりつべけれ。
しまさびたるもすてがたきはあるべかりけり。
さきばいとゞやさしかりし天狗のしたくまつれとこそは
まくるまきこえたぶされうのまきあをきかりし藤袴へ
ぶ紙ぞ。佛乃面よりひんがしにくられいわ
ぶれしるかりぶたぶほうしせる藤袴へぶけるい大へ道
鄙まこそとゝまくゆゝしてまつり事急ぎ給へ
ひとゝまくうゆひ物よりはくしゆしてよ式へいと
ゝうちひゝめり。齋宮れくゝ藤袴よりわれきた
くゝはく藤袴ひていつるゝんまは見くへらせ給もなる
を思ひけぬとよ院のさいもりの世給へゝしゝおやゝとは

人奉ぶ一把ととして入道後初せられ畢ぬ

寛仁元年五月九日うせ給

御年廿五

六十八代

御ぎれ月くよく南代位のこられあり。ゆられ一条天皇
位す二王子也母いまの入道殿下道長乃第一乃女也千すゑ
るり皇太后宮彰子とゝ申ぞ。今八幡宮ぶ
なくおゝ男子人の位しんぶどきれもべらぎ位る
とゝ位きこふそゝ位るあ也寛弘五年戊申九月十一日
土御門殿にて生れ給ふ。寛弘八年辛亥六月十三日
東宮よりゝ世給ひ。寿四歳長和五年丙辰五月廿

九日位よりせをひさ。御年廿九歳寛仁二年戊午正月
三日御元服宣旨十一位よりせをひて十年よりやなし
樂路ゝむ今年万壽二年乙丑とこそはやめきだに分
ゝみぐゝ中せどもぞうう海内知りぬ。そのりく
おもしろ。ぞうはたぶよりてあぐ今は入道殿下出家せ
ゝ樂路へきどよのおや一切衆生一子のごとくぞくぐ
おもしまた才一のぞうおらしてそぐ今は関白左大臣一
天下をまつりごとしておしすべきぞうのぞうとき
内大臣よりそち大將ひておしあるひは東宮大夫中
宮權大夫中納言をとはしくみておりはべ
りくるよりはべりあさせいはゝしろおぼくをもて

もかうをがうぶかりはべりとやせどもおまさしてあま
あけそまつるまはくまはさに行ふすのあらざれいで
一天下いまぞはゝしろかうぎりまておりはべりませどぶと
そのりくめでゝあれ事なるもむし一条の院乃内
やこれおりおはせゝきけるのあるぞべゝをへ次第はま
まふ一のこゝをあん芸をとをけきどぞゝろ
すぐさんなれまゝりぞ思ひひけどぞはきいはの文をも
いそなるありとおはせゝれそぞはそうぶいの
はるよぶおぞ事そうゝ帝王はぞ東いやさ次
ゝをあるまぬべゝれどぞ道長下の内業花もあめよ
まひけ行ぞと思へしぞぶ門左の御ありさ海

をゝ[御]ありぞう〳〵、あい福を[御]せしてはくろひあり、さ
てつきばこそ〳〵そぞもきげもくあのことをむとを
やぞうのまてぞきび帝王乃浄つぶとわぼしてつ
ぎふ大臣のぞうぐきいあるうさんとかわといへぞ
いあ花わとこいてくいとゝみぞうめでこゝやさく
雅のをぐ〳〵花乃江ありさ海をぐふかぐ人とうけ給へ
あゝよぽゝしてた臣をぐこの浜ゆきかゝ〳〵ごろ屋ゝに
むろひゝ海よぽゝさ自ぢうゝ〳〵かよはゝ〳〵おゝる浜あへ
らんさくちをするゝれゝ又相されらぶ家の女どものゝ
きゝやゝぞゝ〳〵げかぐ乃のりけみえがゝくどゝく乃を
よゝ浜うらばゝあてをきゝさゝをあゝよがゝひておく

乃ゝけ乃かぐ乃よむろひてすぐ勇れゝうゝとんゝふゝけ
を乃をけゝ〳〵〳〵又いとめぐ〳〵きめをひゝへゝや。
あかけゝうあゝものゝをぐやぞおゝれゝゝ十世年れめゝへ
をゝのびめゝるめ花〳〵海をゝとゝぐゝくゆをゝゝるゝとみをきく
人くあこゝ海ゝうゝれゝゝゝれゝゝゝどゝひゝてゝる海玉ゝ
ゝもはをゝゝあゝゝびれゝをゝゝゝ

ゆくをながれてこそとかけて、けり
やいかにめきてどうざいてくうもんどこあまりこれを謡
しぐりさてめ
ものへらさうあるをいきくかれなく
あるたよりあれ梅るかりもも
かやうにあるひやりまるどころくどらそこのこと
りまるなりむひあるちらしはやいでやうまて
はぎめけとくりやすきさろあるやいかあ
のこいかりんかりまろくてくもれのどかく
そあるなどさるりがりようてつきをよかくま
ゆーくんあやーあどーあるさすがれかけつきさと
こまりかりこれはるのあや誰をあるなるひろうまてきて
しめせようあるまはあるとうんのできてのこ
してはるんあのようにざうるをはもちろはいぬ
くくおようすむとあてあるとのあまでどと
てくくすくきるびとてきくあへあせはまりてはち
大臣これおくしそうぞれども大臣右大臣内大臣太政
大臣とも位天下よりあつまりはつ弟へくこれか
ゆえはりぬはまりて後のまわるまで右大臣三
十人右大臣五十七人内大臣十二人なり大政大臣いあの
ちつりよりしたやすくなるせはつぶりまるあるひる
くるだせたおりらぶるひるたつ九御そどなるとはよ

ものぞまさるべしとぞ帝王はじめおはしますべし
かゝる法ん〻を給ふ大臣物ゝ云ずおはしまさるべ
給ひてのち贈太政大臣をおくりたまへりあるべき
ことありぞやうにはさぐひ、せ人天ばつやおはしますん
ときの太政大臣はありがたくおはしまさるべ神武
天皇より二十七代にあたらせ給へる孝徳天皇とや
さるべんときの世代よりぞかしじは八省百官左右大臣
内大臣ならはしめ給へしむ左大臣は安倍のくら
ひまろ右大臣は蘇我のやまだのくらひまろ
これは天明天皇はじめたまひしなり石川麿大臣孝徳天皇
位はじめ給ひて大化元年乙巳大臣はじめ五年はじめ

○錯乱

ゆくゆくはこれをかゝるよをあんぜんきよの御事
なるべきなるべしやいてんぶくくさまざまく
又はじめからぶくくことは日本紀をきくとおぼしきもの
くしとのべ僧侶ぶ経法はじめのあとおぼ
ゆくめづらしき事の給ふ人さはらはせあるべ
てくしおひるまはしどもをひとおく
あるべんとなりつきてかゝるべきはいとおそ後
きなくとも実のおもはせんにはづしとおも
はづしん世中はしるべきうちて給ふ義
分を目あてとしるべきはあめのあめのの

の中にさいわい社入道後白河のあり法師ばかりを二河白道なくぶ
ひまなく法師ばかりをくれば一乗法の道
しかるに法師乃ちくもくめでたさより世乃中大政大
臣摂政関白とせとはじめちらりとめでたる事は
えたるしまねるあるとぶ法文聖教乃なりあるの法
のうはぶるものこあるれどもこのうとて乃ち事は
かるし。竜羅とのぶ人あまどものこゑむとしわ
るしやうそはとれ法へまぶ天下大臣乃中に
ものあるうれ書あるこうるまめづらめりおんなは
まいりて法へすあるとそ法乃人かはばらいたせん法

ら春宮よそちてあるこさき法へらとしてゆ見ハあま
ぶにのぶりうる事あるとぶ内大臣より大中臣ハ藤ハ
ばなりは改年号あるざれど月日やめくしは又世九代
よあるとそ法へ多山門天智天皇こそはけるめて太政大臣
とはあり法へ乃ちはるまこの屋ぶてしちをとくハ王子に
はるこうる大友王子あるり乃月より大政大臣よあり法へ乃。
天智天皇十年二月三日しせ法ひてのち大友の王子我
法しはるんとてしに法乃ぶ六月廿六日ハ皇子とこ
ろてはるハ大皇子法へ法ひて天武天皇とも
法ひさよ法ちこせ法ちの十五年神武天皇しりの十一
代よあるこり坡法の持統天皇又太政大臣よりけちり王

よとのゝ給へり。天武天皇の王子なりし二人乃太政大臣
はなどて乃ゝ成させ給へり。市王子大臣なりしを
給ひよりそのゝち太政大臣のとゝ[illegible]くなりたる
そくし職員令には太政大臣は[illegible]乃ゝ人を
なすべきなりそれなくいあるにたゝ一と出
そおりげれはおほうけ乃ゝ井にあるあらはや宮千一
代よりあらり給へ文武天皇乃[illegible]年号はじまりて大宝
元年とのゝ文徳天皇のゝ[illegible]年斉衡三年丁丑二月十
九日乃ゝ[illegible]乃ゝ[illegible]右大臣従一位藤原良房[illegible]
とゝ太政大臣よりの給へ市業五十四あれはくゝ[illegible]
ゝとめて[illegible]もし給へつまでやゝてはなりよ

今乃冷泉院大臣ゝまして太政大臣十一人ゝ[illegible]給へ[illegible]
あれよりいまの大友皇子なる市王子ゝ[illegible]ゝて八十三
人乃太政大臣なりもし太政大臣よりなりめる人ゝ[illegible]
のちゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝのあ[illegible]ゝとゝ
大友皇子なりて[illegible]給へ[illegible]
のゝゝれおほつゝ[illegible]太政大臣とゝ[illegible]
給はゝ[illegible]なゝ[illegible]の十一人はゝ[illegible]
出家し給ひ[illegible]の十一人[illegible]
大臣ゝ[illegible]給へ[illegible]
[illegible]給ひて[illegible]
[illegible]大織冠[illegible]

うきはあまりなのりてはれよのくるりぞ世はよ
人くとあぶはりとりよはは仏をどぞおとものおぼられざ
らんものうぶとおぼくて禅師おくーあじぶとさあはるん
てこらおーぞれどまぐ帝王の所ゆ文徳乃所よりわゆ
くはきは。ありぐりおくぐよりずそれんてどりは
ちのうゆちりおくぐよりは身六よあくりはよりの人も
ゆーさーとてそゆめまぢぢの冬嗣乃天皇よりゆ仏ゆん
それ中公四ーよりー長今れ入道教もぐまこう後仏ゆ

国立公文書館
National Archives of Japan